近年発生している消火器の破裂事故にかんがみ、消火器 の技術上の規格省令等が一部改正されました。





- ●消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について
 - 1 消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示を義務付けるため、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39 年自治省令第27 号)が次のように改正されました。
 - (1) 住宅用以外の消火器に表示すべき事項の追加(規格省令第38条関係)
 - ・ 住宅用消火器でない旨
 - ・ 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別・標準的な使用条件 の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる 標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
 - ・ 使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ・ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - 点検に関する事項
 - ・ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
 - ・ 消火器が適応する火災の絵表示(国際規格に準じたもの)等を 図示
 - (2) 住宅用消火器の表示すべき事項の追加(規格省令第44条関係)
 - ・ 住宅用消火器である旨
 - ・ 使用時の安全な取扱いに関する事項
 - 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ・ 点検に関する事項



- ・ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- (3) 交換式消火器の表示すべき事項の追加(規格省令第51条関係)
 - ・ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- 2 消火器は消防用機械器具等の技術上の規格に適合しなければならないこととされているため、 消火器の技術上の規格が改正された場合には、改正規格省令の施行又は適用の際、現に存する 防火対象物に設置されている消火器についても原則として改正後の規格に適合しなければなり ません。

しかしながら、今回の規格の改正は主として消火器の表示に関する改正であり、消火器そのものの性能に関するものではないこと等から、改正規格省令の施行の際に既に設置されている消火器については、施行日(平成23年1月1日)から11年間は設置を認める特例が定められました。

また、改正規格省令の施行日以降に、新築等の工事を開始した防火対象物に係る消防用機械器具等についても、原則として改正後の規格に適合しなければなりませんが、平成23年12月31日までの間は、改正前の規格に適合する消火器の設置が可能とされました。



平成23年7月1日現在、消火器各メーカーとも新基準適合消火器を販売しています。

- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式 を定める件の一部改正について
 - 1 消火器の点検基準について、次のように改正されました。
 - (1) 現在、製造年から3年を経過したものについて行うこととしている消火器の内部及び機能 点検について、蓄圧式の消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)にあ っては、製造年から5年を経過したものについて実施する。
 - (2) 消火器 (二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。) のうち製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについては、耐圧性能点検を実施する。

ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものは除かれます。

2 平成23 年4月1日から施行されていますが、耐圧性能点検については、製造後10 年を経過し、外形の点検において腐食等がなかった消火器は、平成26年3月31日までの間は抜取り方式により実施することができます。

◎お問い合わせ先

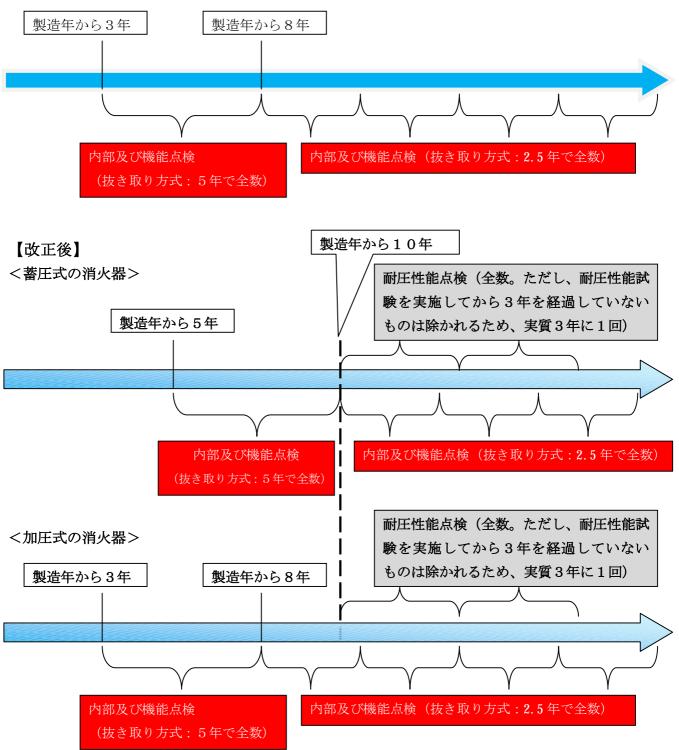
姫路市消防局 223-0003 姫路東消防署 288-0119

姫路西消防署 294-0119 飾磨消防署 233-0119

網干消防署 273-0119 中播磨消防署 0790-23-0119

消火器の点検基準改正のイメージ

【改正前】



点検実施サイクル (例)

製造年		1年目 2年目		3年目	4年目	5年目	6年	1 7	7年目		8年目		9年目		10年目		11年目		12年目		13年目		年目	15年目	
蓄圧式	外観点検	全数	全数	全数	全数	全,数	全	数 全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数
	内部点検			:	10 10 %	1	10 %	10 %	10 %	_	10 %	10% 終了	20 %	20 %	20 %	20 %	20 % 終了	20 %	20 %	20 %	- 1	20% 終了			
	耐圧 点検	不要													全数	不要					全数	不要			
加圧式	外観点検	全数	全数	全数	全数	全数	全	数 全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数	全	数
	内部点検		不要		10 10 % %	10 10 % %	:	10 10 %	1		10% 終了	20 %	20 %	20 %	20 %	20% 終了		20 %	1		20% 終了	20 %		20 %	20 %
	耐圧点検	不要												全数			不要	<u>.</u>		全数	不要				

- 注1) 耐圧性能点検にあっては、施行後3年間(平成26年5月31日までの間)は、製造から10年を経過したもの(外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。) にあっては抜き取り方式により実施することができます。
- 注2) 内部及び機能点検は、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年未満、加圧式の消火器にあっては製造年から3年未満のものであっても、 外観点検で安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものは実施する必要があります。
- 注3) 耐圧性能点検は、製造年から10年未満のものであっても、外観点検で本体容器に腐食等が認められたものは実施する必要があります。